租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令をここに公布する。

御名御璽

平成二十二年三月三十一日

内閣総理大臣　鳩山由紀夫

政令第五十八号

租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令

内閣は、所得税法等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第六号）の施行に伴い、並びに同法附則、租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）及び所得税法等の一部を改正する法律（平成二十年法律第二十三号）附則の規定に基づき、並びに租税特別措置法を実施するため、この政令を制定する。

（租税特別措置法施行令の一部改正）

第一条　租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）の一部を次のように改正する。

目次中「第五条の二」を「第五条の二の二」に、「第二十五条の三十」を「第二十五条の三十一」に、「第三十九条の二十の八」を「第三十九条の二十の九」に、「第三十九条の百九の四」を「第三十九条の百九の三」に、「第三十九条の百二十の八」を「第三十九条の百二十の九」に改める。

第一条第三項中「第二条第三項各号」を「第二条第四項各号」に改める。

第一条の二第三項の表法第五十七条の十第一項の項の中欄中「普通法人」を「該当するもの」に改め、同項の下欄中「普通法人」を「該当するもの並びに」に改め、同表法第六十一条の四第一項の項中「である法人」の下に「（法人税法第二条第九号に規定する普通法人のうち当該事業年度終了の日において同法第六十六条第六項第二号に掲げる法人に該当するものを除く。）」を加え、同表法第六十八条の五十九第一項の項の中欄中「普通法人」を「該当するもの」に改め、同項の下欄中「普通法人」を「該当するもの並びに」に改め、同表法第六十八条の六十六第一項の項中「における当該連結親法人」の下に「（同法第二条第九号に規定する普通法人である連結親法人のうち当該連結親法人事業年度終了の日において同法第六十六条第六項第二号に掲げる法人に該当するものを除く。）」を加え、同表第二十七条の十一第一項の項及び第三十九条の四十五第一項の項を削る。

第一条の三第一項第二号を削り、同項第三号を同項第二号とする。

第三条第二項中「同項第一号イ」を「同項第一号」に、「振替国債非課税適用申告書」を「非課税適用申告書」に、「同号ロに規定する振替国債所有期間明細書（第七項から第九項まで」を「同項第二号イに規定する振替国債所有期間明細書（第五項から第七項まで」に改め、「法第五条の二第一項第二号イに規定する振替地方債非課税適用申告書（以下この条において「振替地方債非課税適用申告書」という。）及び」を削り、「第七項、第八項及び第十一項」を「第五項、第六項及び第九項」に、「第五条の二第一項第一号イ及びロの規定により同号イ」を「第五条の二第一項第一号の規定により同号イ」を「及び同項第二号イ及びロの規定により同号イ」を「及び同項第二号イ又はロの規定により同号イ又はロ」に改め、同条第三項中「限る。以下この項、第五項及び第二十二項」を「限る。以下この項及び第二十三項」に、「の振替記載等（」を「又は振替地方債の振替記載等（」に、「第五条の二第一項第一号イに」を「第五条の二第一項第一号に」に、「（以下この項、第五項及び第二十二項」を「（以下この条」に、「振替国債特例書類」を「特例書類」に、「同号イ」を「同号」に改め、「（当該各号に定める者に係る特定振替機関等（同条第一項に規定する特定口座管理機関（以下この条において同じ。）が法第五条の二第五項第二号に規定する特定口座管理機関（以下この条において「特定口座管理機関」という。）である場合には、同項第一号に規定する特定振替機関（以下この条において「特定振替機関」という。）を経由して当該税務署長に対し提出したとき、当該各号に定める者に係る特定振替機関等が同項第三号に規定する特定間接口座管理機関（以下この条において「特定口座管理機関」という。）である場合には、当該利付振替国債の振替記載等に係る特定口座管理機関（当該各号に定める者に係る特定振替機関等が他の特定間接口座管理機関から当該利付振替国債の振替記載等を受ける者である場合には、当該他の特定間接口座管理機関及び当該利付振替国債の振替記載等に係る特定口座管理機関）及び特定振替機関を経由して当該税務署長に対し提出したとき）」を削り、「利付振替国債につき法第五条の二第一項第一号イ」を「利付振替国債又は振替地方債につき同号」に、「振替国債非課税適用申告書」を「非課税適用申告書」に、「同条第九項（同条第十二項」を「法第五条の三第五項において準用する法第五条の二第十一項（同条第十三項」に改め、「振替地方債につき」を削り、「以下この項、次項及び第二十二項」を「第一号、次項及び第二十三項」に、「「振替地方債」を「特定振替社債等（同条第九項第一号から第八号までに掲げる国債で同項に規定する特定短期公社債に該当するもの並びに同条第十二項に規定する分離元本振替国債及び分離利息振替国債をいう。）につき」を削り、「含む。以下この条」を「含む。第二号、次項及び第二十三項」に、「「短期国債等」を「特定振替国債等」に改め、同項第一号を次のように改める。

一　特定振替社債等に係る確認に係る振替記載等に係る口座　当該特定振替社債等に係る確認を行った法第五条の二第一項に規定する特定振替機関等（以下この条において「特定振替機関等」という。）の同項に規定する営業所等（以下第六項まで、第二十九項及び第四十二項において「営業所等」という。）の長又は当該特定振替社債等に係る確認を行った法第五条の二第五項第四号に規定する適格外国仲介業者（以下この条において「適格外国仲介業者」という。）の同項第五号に規定する特定国外営業所等（以下第五項までにおいて「特定国外営業所等」という。）の長から法第五条の三第五項において準用する法第五条の二第十五項の規定による通知を受けた特定振替機関等（当該適格外国仲介業者が当該利付振替国債又は振替地方債の振替記載等を受けるものに限る。）の営業所等の長若しくは法第五条の三第五項において準用する法第五条の二第十六項の規定による通知を受けた同項に規定する適格口座管理機関（当該適格外国仲介業者が当該利付振替国債又は振替地方債の振替記載等を受けるものに限る。）の営業所等の長

第三条第三項第二号中「短期国債等」を「特定振替国債等」に、「行う」を「行った」に改め、「受けた特定振替機関等」の下に「（当該適格外国仲介業者が当該利付振替国債又は振替地方債の振替記載等を受けるものに限る。）」を加え、同条第四項中「振替国債特例書類」を「特例書類」に改め、「の営業所等の長」の下に「又は同項の適格口座管理機関の営業所等の長」を加え、「振替国債非課税適用申告書」を「非課税適用申告書」に、「振替地方債」を「特定振替社債等」に、「短期国債等」を「特定振替国債等」に、「行う」を「行った」に改め、同条第五項及び第六項を削り、同条第七項中「第五条の二第十三項」を「第五条の二第十四項」に、「第九項、第十一項」を「第七項、第九項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第八項中「第五条の二第一項第一号ロ又は同項第二号ロ」を「第五条の二第一項第二号イ又はロ」に、「第十項」を「第八項」に改め、「次項」の下に「又は第十項において準用する第九項」を加え、「が同項」を「がこれらの規定」に、「同条第十四項」を「同条第十五項」に、「当該書類」を「これらの書類」に改め、同項を同条第六項とし、同条第九項中「第五条の二第九項（同条第十二項」を「第五条の二第十一項（同条第十三項」に、「同条第九項」を「同条第十一項」に、「同条第一項第一号ロ」を「同条第一項第二号イ」に、「が特定口座管理機関」を「が同条第五項第二号に規定する特定口座管理機関（以下この項、第九項及び第三十七項において「特定口座管理機関」という。）」に、「、特定振替機関」を「、同条第五項第一号に規定する特定振替機関（以下この条において「特定振替機関」という。）」に、「が特定間接口座管理機関」を「が同項第三号に規定する特定間接口座管理機関（以下この項、第九項及び第三十七項において「特定口座管理機関」という。）」に、「同号ロ」を「法第五条の二第一項第二号イ」に改め、同項を同条第七項とし、同条第十項中「同条第一項第一号ロ」を「同条第一項第二号イ」に、「特定振替機関等を経由して同条第一項第一号ロ」を「同条第一項第二号イに規定する特定振替機関等を経に、「特定口座管理機関である」を「同条第五項第二号に規定する特定口座管理機関（以下この項、第九項及び第三十七項において「特定口座管理機関」という。）である」に、「、特定振替機関」を